

～所得上限限度額以上により児童手当等を受給していない方へ～ 令和6年度の申請を受け付けています



令和5年度の児童手当・特例給付を受給していない方が、令和6年度分を受給するためには、改めて「児童手当・特例給付 認定請求書」の提出が必要です。

令和6年度の所得が所得上限限度額未満となり、審査結果が認定となった場合は、令和6年6月分から児童手当・特例給付を受給できます。

◆請求方法

5月31日^金までに子育て支援課または本納支所へ認定請求書を提出

※認定請求書は子育て支援課・本納支所で入手。郵送を希望の方はご連絡ください。

※ぴったりサービスによる電子申請も可能です。

※期限後に提出された場合は、請求をした月の翌月分からの受給となります。

扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人（児童1人の場合等）	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人（児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等）	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人（児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等）	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人（児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等）	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人（児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等）	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した者の数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

問合せ 子育て支援課（8階） ☎(20)1573 FAX(20)1606

友だち
募集中!

